

市登民 第64号

登録証書

名称 北白川天神宮の剣鉾差し

保護団体 北白川伝統文化保存会

京都市文化財保護条例施行規則の規定により

京都市登録無形民俗文化財として登録したことを証します。

令和8年3月31日

京都市教育委員会



登 録 年 月 日	令和 8 年 3 月 3 1 日
再 交 付 年 月 日	年 月 日

- 注 1 この登録証書を滅失し、若しくは破棄し、又は亡失し、若しくは盗まれたときは、再交付を申請することができます。
- 2 保護団体がその名称を変更したときは、この登録証書と引換えに再交付します。
- 3 京都市登録無形民俗文化財の登録が取り消されたときは、この登録証書を返付してください。